

健康診断書

氏名		性別	男	女
生年月日	年 月 日	年齢		
<p>上記の者について、次のとおり診断します。</p> <p>1 精神機能</p> <p>精神機能の障害</p> <p>なし あり</p> <p>「あり」に該当する場合には、病名、現に受けている治療の内容及び治療を受けている状態であれば、通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるか否か、また、今後障害の程度が軽減すると見込まれるか否か、を記載すること。</p> <p>詳細については、別紙も可。</p>				
診断年月日	年 月 日			
医師	病院、診療所等の名称			
	所在地	TEL		
	氏名	Ⓔ		

- 注 1 健康診断に関する関係法令
「通訳案内士法（登録の拒否）」
第21条 都道府県知事は、前条第1項の規定による登録の申請をした者（以下「申請者」という。）が通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。
- 「通訳案内士法施行規則（法第21条第1項の国土交通省令で定める者）」
第17条 法第21条第1項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。
- 2 平成18年3月31日付け国総旅第633号「通訳案内士及び地域限定通訳案内士の登録について」（別紙1）参照